

皆さんこんにちは。今日は「改正入管法」の話をしします。

4月に始まる外国人労働者の受け入れ拡大で、人手不足の解消が期待できる反面、雇用主には、日本人と「同等以上」の給与や帰国費用の負担が課される。経営の重荷になりかねないと不安視する企業もある。

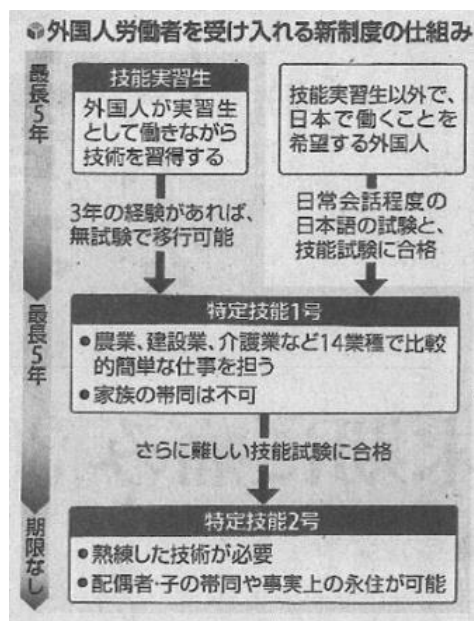
収穫期や漁期など季節によって仕事量が大きく変動する農業や漁業は、例外的に派遣形態での雇用が認められた。ただ、派遣形態での雇用は、受け入れ側の負担が大きくなるとの指摘もある。国家戦略特区として、今春から農業分野で外国人派遣が可能となった愛知県では、直接雇用比べ、農家が支払う費用は高くなるという。外国人の日本語研修費なども、農家が派遣会社に支払うためとみられる。

秋田県内にある農事組合は「1人派遣してもらうのに、いくらかかるのか費用の水準を示してほしい」と話す。

新制度では、給与水準を日本人と同等以上とするよう規定された。給与以外にも、住み込みの寮の用意や、在留資格の管理など、外国人を受け入れる際に必要となる負担は、多岐にわたる。

都内の介護運営会社では、採用を目指しているが、給与以外で1人当たり年間数十万円単位の負担を見込む。担当者は「負担の大きさを考えると、受け入れは徐々に進めるしかない」と慎重だ。

新在留資格「特定技能」を創設する業種は、(比較的簡単な仕事を行う、特定技能1号の資格は)



農業・漁業・飲食料品製造業・外食業・介護業・ビルクリーニング業・素形材産業・産業機械製造業・電気、電子情報関連産業・建設業・造船船舶用工業・自動車整備業・航空業・宿泊業の14業種(特定技能2号の場合は)熟練技能者に認定する2号資格の創設は、当面建設業と造船船舶用工業に限られる見通しだ。

経験を積んだ1号資格者の一部が、2号資格の受験に挑むことを想定しており、最初の合格者がでるのは「約2年後」になるという。